毎月5・15・25日発行 発行:新宿区 編集:区政情報課 〒160-8484/新宿区歌舞伎町1-4-1 **☎**3209-1111

2・3面

▶若者の[はたらきたい]を 応援します

住宅・まちづくり ―― 2面 ▶区の助成制度の活用を

2・3面 福祉

保健·衛生

子ども・教育

コンクール

▶新宿区夏目漱石

イベント 4.5.6面 4.7面

4.5.8面

土・日曜日、夜間もご案内 受付時間:午前8時~午後10時

しんじゅくコール 3209-9999 🔞 3209-9900 をご利用ください。

聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」 へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックス

※本紙に記載の電話番号は市外局番(03)を省略しています。

イベント等の中止・変更の有無 区施設等の開館状況等は事前にご確認ください

今号の主な内容

新型コロナの感染状況により、変更する場合があります。最新の情 報は新宿区ホームページまたは各主催者・各施設にご確認ください。

大雨による被害を防ごう

近年、東京都内でも大雨等による浸水被害が起きています。いざという時に慌てず行動できるよう、改めて日頃からの 備えや災害時の情報入手方法について確認しましょう。新宿区ホームページ(上図二次元コード)でも紹介しています。 【問合せ】▶雨水ます・土のう・河川の警報サイレン…道路課計画係(本庁舎7階)☎(5273)3525・囮(3209)5595、 ▶がけ・擁壁・浸水対策…建築指導課構造設備担当(本庁舎8階)☎(5273)3745・M(3209)9227、
区防災行政無線・ 区防災気象情報メール…危機管理課地域防災係☎(5273)3874、▶洪水ハザードマップ・避難情報の変更…危機管理 課危機管理係☎(5273)4592(いずれも本庁舎4階・囮(3209)4069)へ。



日頃からの備えを

◈雨水ますの 清掃にご協力を

雨水ますのふたにごみ や落ち葉が詰まり、雨水 が流れにくくなることが あります。区職員による 巡回も行いますが、雨水 ます付近の清掃にご協力 ください。





▲清掃前

参浸水防止に有効な土のうを配布しています

明治通りの東側にお住まいの方は東部工事事務所(市谷仲之 町2-42)☎(5361)2454、西側の方は西部工事事務所(下落合1 ─9─8)☎(3364)2422へ連絡の上、おいでください。

●土のうステーションでも配布しています

▶隆慶橋(新小川町1)、▶新小川公園(新小川町3)、▶新宿 中央公園(西新宿2-11)、中井駅前広場(上落合2-20・ 中落合1-18)、▶早大通り大隈講堂前(早稲田鶴巻町 516)、▶みずも児童遊園(住吉町6)、▶寺斎橋右岸下流(上 落合2—17)、▶栄橋付近(北新宿2—18)

※管理会社等が建物の管理をしている場合は、配 布できないことがあります。

※土のうは受け取った方が処分してください。



参がけ・擁壁改修のための支援事業をご活用ください

大雨の被害を防ぐには、日頃からの がけ・擁壁の点検、適切な維持管理が必 要です。区では、がけ・擁壁の安全対策 に関する専門家の派遣や改修工事費の 助成を行っています。

以下の項目の点検を!

●①水の浸み出し、●②樹木の根、●③擁 壁の膨らみ、▶④擁壁の亀裂、▶⑤水抜 き穴、 ⑥地盤の沈下



安全な場所へ避難してください。地下室は水圧でドアが開きにくくな ります。被害の軽減には、止水板の設置や土のうの準備等が有効です。

災害情報を入手するために

◈河川の警報サイレン

区内河川近辺24か所に警報サイレンを設置しています。水位が警戒水域に達 するとサイレンが鳴り、氾濫のおそれなどをお知らせします。

❖区防災行政無線

区立公園・区施設等に設置した防災スピーカーから避難情報等を放送します。

※専用電話番号☎(3205)1011でも内容を確認できます。

◈区防災気象情報メール

【登録用電子メールアドレス】**国**t-shin juku@sg-p.jp

●発信する情報

▶気象情報・注意報・警報、
▶区内河川の氾濫情報、豪雨 情報、上砂災害警戒情報、上避難情報ほか

登録には上記電子メールアドレスに空メールをお送 りください。右図二次元コードからも送信できます。



◈洪水ハザードマップで浸水区域・避難方法を確認しておきましょう

●掲載情報

- ▶浸水が予想される区域
- ▶水害時の避難所一覧
- ▶安全に避難するための避難
- ▶災害への日頃の備え ほか

マップは、危機管理課・道路 課·環境対策課(本庁舎7階)·建 築指導課・特別出張所で配布し ているほか、新宿区ホームペー ジでご覧いただけます。



水害・土砂災害の避難情報が変わりました

災害時において円滑かつ迅速に避難 するため、避難指示・避難勧告が「避難 指示」に一本化される等、避難情報が変 わりました。

警戒レベル1~2は気象庁が、3~5は 各自治体(新宿区)が発令します。詳し くは、内閣府ホームページ(下図二次元 コード。 **Phttp://www.bousai.go.jp/** oukyu/hinanjouhou/r3 hinanjouhou guideline/)でご案内しています。



◆内閣府ホームページ

これまでの避難情報等

災害発生情報 (発生を確認したときに発令)

> 避難指示(緊急) 避難勧告

避難準備・高齢者等避難開始

大雨·洪水·高潮注意報(気象庁)

早期注意情報(気象庁)

変更 なし

新たな避難情報等 警戒レベル 状況 避難情報等 5 緊急安全確保(※1) 災害発生または切迫 <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~ 避難指示(※2) 4 災害のおそれ高い 3 高齢者等避難(※3) 災害のおそれあり 大雨·洪水·高潮注意報 2 気象状況悪化 (気象庁) 1 早期注意情報(気象庁) 今後気象状況悪化のおそれ

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令します。 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。